

第六十四回国会
衆議院

産業公害対策特別委員会議録 第二号

(三)

昭和四十五年十二月三日(木曜日)

午後五時三十四分開議

出席委員

委員長 加藤 清二君

理事 小山 省二君
理事 古川 丈吉君
理事 渡辺 栄一君
理事 岡本 富夫君
理事 伊東 正義君
理事 葉梨 信行君
理事 林 義郎君
理事 松本 十郎君
理事 佐野 憲治君
理事 古寺 宏君
理事 米原 飛君

理事 始関 伊平君
理事 山本 幸雄君
理事 島本 虎三君
理事 寒川 喜一君
理事 木部 佳昭君
理事 浜田 幸一君
理事 藤波 孝生君
理事 森田重次郎君
理事 土井たか子君
理事 西田 八郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君
國務 大臣 山中 貞則君
(總理府總務長 官)

委員外の出席者

議員 細谷 治嘉君

委員の異動

十一月二十五日

辭任

中嶋 英夫君

補欠選任

土井たか子君

十二月一日

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一四号)

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出第一
七号)

同月二日
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣

提出第三号)

同月三日

公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣
提出第二号)

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出、衆
議院第一号)

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣
提出第二号)

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出第一
七号)

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一四号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣
提出第三号)

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出、衆
議院第一号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の公害対策基本法の一部を改正する法
律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制
法の一部を改正する法律案、大気汚染防止法の一
部を改正する法律案、並びに細谷治嘉君外七名提
出の環境保全基本法案を一括議題として、順次提
案理由の説明を聴取いたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案

公害対策基本法の一部を改正する法律

公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条を「第十七条の二」に、「第二
十九条」を「第三十条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活
を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて
重要であることにかんがみ、事業者、国及び地
方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかに
し、並びに公害の防止に関する施策の基本とな
る事項を定めることにより、公害対策の総合
的推進を図り、もつて国民の健康を保護すると
ともに、生活環境を保全することを目的とす
る。

第二条第一項中「水質の汚濁」の下に「(水質以外
の水の状態又は水底の底質が悪化する)ことを含
む。第九条第一項を除き、以下同じ。」、土壌の汚
染を加える。

第三条第一項中「事業活動による」を「事業活動
に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等」
に改める。

第八条中「及び水質の汚濁」を、水質の汚濁及
び土壌の汚濁に改める。

第九条第一項中「水質の汚濁」の下に「土壌の
汚濁」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、
それぞれの類型を定めてはめる地域又は水域を指
定すべきものとして定められる場合には、政府
は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に
委任することができる。

第十条第一項中「又は水質の汚濁」を、水質の
汚濁又は土壌の汚濁に改める。

第十二条中「下水道」の下に「、廃棄物の公共的
な処理施設」を加える。

第二章第二節中第十七条の次に次の一条を加え
る。

(自然環境の保護)

第十七条の二 政府は、この節に定める他の施策
と相まつて公害の防止に資するよう緑地の保全
その他自然環境の保護に努めなければならない
。

第二十六条第七項及び第二十八条第四項中「厚
生省環境衛生局」を「内閣総理大臣官房」に改める。

第二十九条の見出しを「(都道府県公害対策審議
会)」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」
に、「条例で定めるところにより、地方公害対策
審議会を置くことができる」を「都道府県公害対策
審議会を置く」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関
し必要な事項は、当該都道府県の条例で定め
る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(市町村公害対策審議会)

第三十条 市町村は、当該市町村における公害対
策に関する基本的事項を調査審議させる等のた
め、条例で定めるところにより、市町村公害対
策審議会を置くことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一
号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第十七号を削り、同条第二
項中「及び第十七号」を削る。

理由

最近における公害の実情にかんがみ、国民の健
康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の
防止がきわめて重要であることを明確にすること
と、土壌の汚染の防止及び廃棄物の適正な処理
に關して必要な事項を定め、あわせて都道府県に
都道府県公害対策審議会を置くこととする等の必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害防止事業費事業者負担法案 公害防止事業費事業者負担法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 事業者の負担総額及び事業者負担金(第三条・第五条)
- 第三章 事業者負担金の決定及び納付(第六・第十四条)
- 第四章 雑則(第十五条・第二十二條)
- 附則
- 第二章 総則

(總旨)

第一条 この法律は、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十二條第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者が負担する額の算定その他公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し必要な事項を定めるものとす。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法第二條第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために公害対策基本法第二十二條第一項の規定により事業者がその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚水その他公害の原因となる物質がたまり、又は水質が汚濁している河川、湖泊、港湾その他の公共の用に供される水域におい

て実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

3 前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

4 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

第二章 事業者の負担総額及び事業者負担金

(費用を負担させる事業者の範囲)

第三条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。

(事業者の負担総額)

第四条 公害防止事業につき事業者が負担させる費用の総額(以下「負担総額」という。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」という。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に充てた額とする。

2 公害防止事業が第二條第二項第一号から第三号まで又は第五号に係る公害防止事業である場

合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないとき、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもつて負担総額とする。

3 公害防止事業が第二條第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

(事業者負担金の額)

第五条 公害防止事業につき各事業者が負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じ事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に充て、負担総額を配分した額とする。

第三章 事業者負担金の決定及び納付

(費用負担計画)

第六条 施行者は、公害防止事業を実施するとき、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 公害防止事業の種類

二 費用を負担させる事業者を定める基準

三 公害防止事業費の額

四 負担総額及びその算定基礎

五 前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項

3 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

4 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらの額のうち当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用(以下「管理費」という。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費とに区分するものとする。

5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

第七条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第四條第二項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第一項の額に乘じた額を基準として前条第二項第四号の負担総額とすることができるものとす。

一 第二條第二項第一号に係る公害防止事業

四分の一以上二分の一以下の割合

二 第二條第二項第二号に係る公害防止事業

イ たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚水その他公害の原因となる物質が著しくたまり、若しくは水質が著しく汚濁している場合 四分の三以上十分の十以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 二分の一以上四分の三以下の割合

三 第二條第二項第三号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定める

二

もの（公害の原因となる物質が長期にわたつて蓄積された農用地に係るものに限る。）二分の一以上四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業政令で定める割合

（費用負担計画の変更）

第八条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

2 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更（軽易な変更を除く。）について準用する。

（事業者負担金の額の決定及び通知）

第九条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者を除き、当該費用負担計画に基づき費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額（負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、設置費に係る事業者負担金の額。以下この条において同じ。）を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 施行者は、第六条第二項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者で、同条第一項の規定により費用負担計画を定める際現に当該公害防止事業に係る区域に工場又は事業場が設置されていないものについては、当該工場又は事業場の設置後遅滞なく、同項の費用負担計画に基づき事業者負担金の額を定めて、当該事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

3 施行者は、第一項又は前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、当該各事業者

者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第十条 負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、施行者は、毎年度、第六条第一項の費用負担計画に基づき管理費を負担させる各事業者及び当該管理費に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

（収入の帰属）

第十一条 事業者負担金は、国の行政機関である施行者が決定するものにあつては国、地方公共団体の長である施行者が決定するものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

（強制徴収）

第十二条 事業者負担金を納付しない事業者があるときは、施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、施行者は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、施行者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先だつものとする。

（共同納付の場合の特例）

第十三条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めた場合において、当該公害

防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第九条第一項及び第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定にかかわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の額を定めなければならない。

2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。

3 第一項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部である場合には当該負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。

4 第九条第三項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二項の共同で負担すべき額の決定について準用する。

（施行者が定める事項）

第十四条 この章に規定するもののほか、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

第四章 雑則

（公害防止事業費負担審議会の設置）

第十五条 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関に、政令で定めるところにより、公害防止事業費負担審議会を置くことができる。

2 公害防止事業費負担審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業者に対する配慮等）

第十六条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に關しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決

定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（報告の徴収等）

第十七条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画又は事業者負担金の額を定めるため必要があると認めるときは、当該公害防止事業に係る地域において事業活動を行なう事業者に対し、その事業活動に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

（公害防止事業団が設置する施設の譲受けの事業に關する特例）

第十八条 地方公共団体が実施する公害防止事業のうち、公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けの事業で、あらかじめ当該地方公共団体が当該施設を譲り受ける契約を公害防止事業団と締結しているものについては、当該地方公共団体は、当該契約を締結した後は、第六条第一項の費用負担計画を定めることができるものとす

し、当該施設の譲受けに要する費用に代えて、公害防止事業団が行なう当該施設の設置に要する費用を当該公害防止事業に要する費用とするものとする。

（港務局についてのこの法律の適用）

第十九条 港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。この場合において、次条第四号中「条例」とあるのは、「港務法第十二条の二の規程」と読み替へるものとする。

（審議会）

第二十条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

一 施行者が国の行政機関である場合において

は、公害防止事業費負担審議会

二 施行者が都道府県知事である場合において

は、都道府県公害対策審議会

三 施行者が市町村長である場合においては、市町村公害対策審議会（市町村公害対策審議会が置かれていない市町村にあつては、条例で定めるところにより置く審議会）

四 施行者が地方公共団体の長のうち都道府県知事及び市町村長以外の者である場合においては、当該地方公共団体が条例で定めるところにより置く審議会

（罰則）

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

（治水特別会計法の一部改正）

2 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「又は砂防法第十六条を、砂防法第十六条又は公害防止事業費事業者負担法（昭和 年法律第 号）第五条に改める。

理由

公害対策基本法第二十二條第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する事項を定める必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

騒音規制法の一部を改正する法律案

騒音規制法の一部を改正する法律案
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第三条」に、「第三条・第十三条」を「第四条・第十三条」に、「第四章 罰則」を「第四章 自動車騒音に係る許容限度等（第十六条・第十九条）」に改める。

第一条中「ことにより、産業の健全な発展との調和を図りつつ」とともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、「に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて運輸省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ）の運行に伴い発生する騒音をいう。

「第二章 特定工場等に関する規制」を削る。

第三条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

第三条の次に次の章名を附する。

第二章 特定工場等に関する規制

第四条第一項中「騒音」を「特定工場等において発生する騒音」に改める。

第十四条第一項中「のうち、住居の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に騒音の防止を図る必要がある区域であつて、都道府県知事が主務大臣の

定める基準に従い指定した区域」を削り、同条第四項を削る。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により指定した区域」を「指定地域」に改め、同項中「作業時間等の区分」の下に「並びに区域の区分」を加える。

第四章を次のように改める。

第四章 自動車騒音に係る許容限度等（許容限度）

第十六条 運輸大臣は、自動車に一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るため、運輸大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定により許容限度を定めようとするときは、厚生大臣の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（測定に基づく要請及び意見）

第十七条 都道府県知事は、第二十一条の二の測定を行つた場合において、指定地域内における自動車騒音が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそなわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行つた場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

第十八条及び第十九条 削除

第二十条第一項中「限度において」の下に「政

令で定めるところにより」を加える。

第二十一条の見出しを「（電気工作物及びガス工作物に係る取扱い）」に改め、同条中「及び前条」を削り、同条に次の三項を加える。

2 通商産業大臣は、第六条、第八条、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺の生活環境がそなわれると認めるときは、通商産業大臣に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（騒音の測定）

第二十一条の二 都道府県知事は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

第二十七条第二項中「第十四条第一項の規定により指定された区域」を「指定地域」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十号の二中「自動車排出ガス」の下に「及び自動車騒音」を加える。

騒音防止対策を強化するため、騒音を規制する地域として都道府県知事が指定すべき地域の範囲を拡大するほか、あらたに自動車騒音の大きさの許容限度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 ばい煙の排出規制等（第三条

第十八条)を第二章の二 ばい煙の排出の規制等(第
粉じんに関する規制

三條 第十七條)
(第十八條 第十八條の五)
に、「第四章 削除

を「第四章 大気の汚染の状況の監視等(第二十二
条―第二十五条)」に改める。

第一条第一項中の「排出」を「排出等」に、「保護し、あわせて」を「保護するとともに」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するい
ろ酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電
氣の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、

カドミウム、塩素、弗化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが

ある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

第二条第二項を削り、同条第三項中「施設のらばい煙を多量に発生する施設であつて」を「施

設ではい煙を発生し、及び排出するものなり。その施設から排出されるばい煙が大氣の汚染の原因となるもので」に改め、同項を同条第二項とし

同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが、大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第二條第六項中「人の健康に有害な物質であつて」を「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で」に改める。

第三條から第五條までを次のように改める。

（排出基準）

第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において發生するばい煙について、厚生省令、通商産業省令で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のい
う酸化物（以下単に「いおう酸化物」という。）に
あつては第一号、同項第二号のはいじん（以下
単に「はいじん」という。）にあつては第二号、同
項第三号に規定する物質（以下「有害物質」とい
う。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容
限度とする。

いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下

物(下同じ)から大氣中に排出されるいおう酸の
物の量について、政令で定める地域の区分で
とに排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令)
で定める方法による補正を加えたものをい

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大氣中に排出される排出物

に含まれるばいじんの量について、施設の種
類及び規模ごとに定める許容限度

三、有害物質（次の制定有害物質を除く）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量に定めて、有害物質の種類及び施設の種類のごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で厚生大臣及び通商産業大臣が定めるもの（以下「特定有害物質」という。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大氣中に排出される特定有害物質の量について、

厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域
 (いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に
 特定有害物質の種類ごとに排出口の高度に依
 じて定める許容限度

係るはい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。の全部又は一部の区域における当該い煙発生施設において発生し、大氣中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度

をこえる大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがある」と認めるときは、厚生省令、通商産業省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準（次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準）にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることとする。

第二項（同項第三号を除く。）の規定は、前項の排出基準に準用する。

は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

とするとともに、同様とする。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、ば

いじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、

められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定める基準に従い、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同員の排出基準を定める。牛、客車よりききしい

前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

者近所賦金第一工の精知に、日田に在るもの
める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、厚生大臣及び通商産業大臣に通知しなければならない。

五、厚生大臣及び通商産業大臣は、大氣の汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の規定により

第六條を削り、第七條第一項中「ばい煙を」の下に「大氣中に」を加え、「指定地域内に」を削り、同條第二項を次のように改め、同條を第六條とす

において発生し、排出口から大氣中に排出されるいおう酸化物質若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設における発生し、排出口から大氣中に排出される排

出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載した書類

を添附しなければならない。

第八条第一項を次のように改め、同条を第七条

とする。

一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬといふ。

第九條第一項中「第七條第一項」を「第六條第一項」に改め、同項ただし書を削り、同條第二項中「第七條第二項」を「第六條第二項」に改め、同條を第八條とする。

第十條中「第七條第二項」を「第六條第二項」に改め、「排出基準」の下に（第三條第一項の排出基準（同條第三項又は第四條第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む）をいう。以下単に「排出基準」という。）を加へ、同條を第九條とする。

第十一条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加へる。

(ばい煙の排出の制限)

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大氣中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2. 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしてゐる者を含む）の当該施設において

て発生し、大氣中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合には、一年間）は、適用しない。ただし、その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がなないときを除く。）は、この限りでない。

第十四条を次のように改める。

(改善命令等)

第十四条 都道

ばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるときは、その者に対し、期限を定め、当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

前条第二項の規定は、前項の規定による命令に基づいて準用する。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(燃料の使用に関する措置)

第十五条 都道府県知事は、

ばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において發生するいおう酸化物を大氣中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従ふべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受

けた者がその勧告に従わなかったときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

第一項の燃料使用基準は、厚生省令、通商産業省令で定める燃料の種類について、厚生大臣及び通商産業大臣の定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

都道府県知事は、第三項の規定により燃料使用基準を定めるときは、公示しなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも、同様

とする。

第十七条を削り、第十八条の見出し中「特定有
形物質」を「特定物質」に改め、同条第一項を次の
ように改める。

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い發生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定められるもの（以下「特定物質」という。）を發生する施設（はい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場又は事業場に設置している者（以下「特定施設設置者」という。）は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大氣中に多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならぬ。

第十八条第二項中「当該特定有害物質排出者」を「当該特定施設設置者」に改め、同条を第十七条と、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 粉じんに関する規制

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条 粉じん発生施設を設置しようとする者

は、厚生省令、通商産業省令で定めるところに

より、次の事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん発生施設の種

四 粉じん発生施設の構

五 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

前項の規定による届出には、粉じん発生施設
の配置図その他の厚生省令、通商産業省令で定
める書類を添附しなければならない。

第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(經過措置)

第十八条の二の施設が粉じん発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む）は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条

第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

前項第二項の規定は、前項の規定による届出

について準用す

（基準遵守義務）
第十八条の三 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、厚生省令、通商産業省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に符合すべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の五 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条第一項又は第十八条の二第二項の規定による届出をした者について準用する。

2 第十三条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第二十一条の見出し中「意見」を「要請等」に改め、同条中「都道府県知事は」の下に「前項の規定により要請する場合を除くほか」を加え、同条（見出し及び条名を除く。）を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、前条の測定を行なつた場合において、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気汚染が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第四章 大気汚染の状況の監視等

第二十二條 都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

(緊急時の措置等)

第二十三條 都道府県知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに對し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、いおう酸化物に係るばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところに

より、当該ばい煙発生施設についていおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表)
第二十四條 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気汚染の状況を公表しなければならない。

第二十五條 削除
第二十六條 第一項中「若しくは特定有害物質排出者」を、「特定施設設置者若しくは粉じん発生施設を設置している者」に改め、「事故の状況」の下に「粉じん発生施設の状況」を、「特定施設の下に」「粉じん発生施設」を加える。

第二十七條 次のように改める。
(適用除外等)
第二十七條 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染及びその防止については、適用しない。

2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第

二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第七項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設、特定施設又は粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質又は粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、第六條から第十條まで、第十一條及び第十二條（これらの規定を第十八條の五第一項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項、第十七條第二項、第十八條、第十八條の二並びに第十八條の四の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

3 通商産業大臣は、第六條、第八條、第十一條若しくは第十二條第三項（これらの規定を第十八條の五第一項において準用する場合を含む。）又は第十八條の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、通商産業大臣に対し、当該ばい煙発生施設等について、第九條、第十四條第一項又は第十八條の四の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

5 通商産業大臣は、前項の規定による要請があつた場合において請じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十八條の見出しを（資料の提出の要求等）に

に改め、同条中「ばい煙発生施設」の下に「若しくは粉じん発生施設」を、「ばい煙」の下に「若しくは粉じん」を加え、同条（見出し及び条名を除く。）を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第三十條中「特定有害物質」を「特定物質」に改め、「健康」の下に「又は生活環境」を加え、同条の次に次の一項を加える。
(経過措置)
第三十條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二條 次のように改める。
(条例との関係)
第三十二條 この法律の規定は、地方公共団体が、ばい煙発生施設について、そのばい煙発生施設において発生するばい煙以外の物質の大気中への排出に關し、ばい煙発生施設以外のばい煙を発生し、及び排出する施設について、その施設において発生するばい煙の大気中への排出に關し、並びに粉じん発生施設以外の粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設から排出され、又は飛散する粉じんについて大気中への排出又は飛散に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第三十三條中「第十條」を「第九條」に改め、「若しくは第二項」を削り、「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第三十三條の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処す

る。

一 第十三条第一項の規定に違反した者
二 第十八条の四の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十八条第一項若しくは第三項又は第十八条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六条中「前三条」を「前四条」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の第二条第二項に規定する指定地域以外の地域に同条第三項に規定するばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて同条第一項に規定するばい煙を大気中に排出するものは、この法律の施行の日から三十日以内に、改正後の第六条第一項の厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、同条第二項に規定する書類を添附して、同条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、当該ばい煙発生施設が改正前の第二十七条に規定するばい煙発生施設である場合は、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の第七条第一項の規定による届出をした者とみなす。

4 第二項に規定する者に関する改正後の第十三条第二項（改正後の第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第十三条第二項中「一の施設がばい煙発生施設となつた際」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の際」と、「当該施設がばい煙発生施設となつた日」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日」とする。

5 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

7 この法律の施行の際現に改正前の第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされているばい煙発生施設については、改正後の第十三条第一項及び第十

四條第一項の規定は、この法律の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの法律の施行の日から六月間（当該ばい煙発生施設が政令で定める施設である場合に於ては、一年間）のいずれか短い期間に、適用しない。

8 この法律の施行前に改正前の第十六条第二項の規定による届出をした者であつて、この法律の施行の際現に当該届出に係る事故についての復旧工事をなつていないものについては、その復旧工事に必要と認められる期間内は、改正後の第十三条第一項及び第十四条第一項の規定は、適用しない。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この法律の一部改正
（他の法律の一部改正）
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

11 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第四項に規定するばい煙処理施設」を「第二条第三項に規定するばい煙処理施設若しくは同条第五項に規定する粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防止するための施設」に改める。

12 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

理由
大気汚染の現状にかんがみ、大気汚染の防止のための措置を拡充強化する見地から、指定地域の制度を廃止して全国に規制を及ぼし、さらに、地域の実情に応じ都道府県が国の排出基準よりきびしい排出基準を設定できることとする

もに、大気汚染が特に著しい都市中心部等における燃料の使用に関する規制、カドミウム、弗化水素等の有害物質及び粉じんの排出の規制等新たな規制の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境保全基本法案
環境保全基本法

目次
前文
第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 環境基準の設定（第八条―第十二条）
第三章 公害の防止に関する基本的施策（第十三条―第二十六条）
第四章 良好な環境の確保に関するその他の基本的施策（第二十七条―第三十四条）
第五章 環境保全省の設置等（第三十五条・第三十六条）
附則

健康で文化的な生活を営むことは、われら人間の基本的な権利である。この基本的な権利を確保するためには、何人にも、良好かつ快適な生活環境が保障されなければならない。

しかるに、近代における産業の発展と科学技術の進歩の過程において、人類は、人間生活の基盤をなす良好で快適な生活環境の保全に思いを致すことができなかった。かくて、人間も自然の生態系の循環の一部であるという法則を無視し、限界をこえた自然の侵害が行なわれ、物質的充足がもたらされたというものの、その反面において、全地球的規模における環境汚染と破壊が進み、今や、人類を含むすべての生物の生存すら脅かされるに至つた。

特に、わが国においては、狭隘な国土の中で急速な経済成長を急ぐあまり、工業化と過度な人口の集中に対応する社会資本の充実が極度に立ち遅

れており、これと企業における社会的責任感の欠除とが相まって、環境の汚染と破壊は急速に進み、このまま放置することは許されない状態に立ち至っている。

ここに於いて、われらは、われらとわれらの子孫のために、企業の繁栄がただちに国民の福祉につながるという従来の観念に深い反省を加え、あらゆるものに優先して、人と自然との調和を基本とする新たな社会の建設を誓い、ここに、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができるようにするため、良好な環境の確保に關し、国、地方公共団体等の責務、確保すべき環境の基準その他施策の基本となるべき事項を明らかにし、もつて現在及び将来の国民の福祉の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 健康で文化的な生活を享受することは国民の基本的な権利であり、そのためには良好な環境の確保が不可欠であることにかんがみ、長期的な視野の下に、現在及び将来の国民のために、国をあげての努力により良好な環境が確保されなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「良好な環境」とは、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいふ。

2 前項の良好な環境は、次の各号に掲げる条件が満たされていることを必要とする。

一 現在及び将来の国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な自然環境及び資源が確保されていること。

二 すぐれた自然の景観が保全されていること。

三 国民の健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な公共的な施設が整備されていること。

四 重要な歴史的文化的遺産が保全されていること。

3 この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の土質その他の状態が悪化するものを含む。以下同じ)、土壌汚染、地盤沈下その他の自然環境の汚染若しくは破壊又は騒音、振動若しくは悪臭によつて、人の健康、生活環境(動植物及びその生育環境を含む)若しくは財産に係る被害が生ずること又は当該自然環境の汚染若しくは破壊によつて、人と自然との調和がそこなわれ、将来の国民の健康で文化的な生活に著しい支障を生ずるおそれのあることをいう。

(国の責務)

第四条 国は、第二条の基本理念に基づき、良好な環境の確保に關する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第二条の基本理念に基づき、当該地域の自然的、社会的条件に応じ、良好な環境の確保に關する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上の措置を講じなければならない。

(良好な環境の確保に關する総合計画等)

第七条 政府は、環境保全会議の議を経て、公害の防止その他良好な環境の確保に關する五年ごとの主要な目標を定め、かつ、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、公害の状況その他環境保全の現状並びに前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に關する報告書を提出しなければならない。

3 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域にあつては、指定都市。以下同じ。は、第一項の総合計画及び年度別計画を基本とし、地方環境保全審議会の議を経て、当該都道府県の区域における公害の防止その他良好な環境の確保に關する総合計画及びその年度別計画を作成し、これを公表しなければならない。

4 市(指定都市を除く。)、町村は、当該市町村における公害の防止その他良好な環境の確保に關する総合計画及びその年度別計画を作成するものとする。

第二章 環境基準の設定

(自然環境基準)

第八条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な自然環境についての基準(以下「自然環境基準」という。)を定めるものとする。

2 自然環境基準を定めるに当たつては、自然的景観及び重要な歴史的文化的遺産の保全について充分に配慮しなければならない。

(施設環境基準)

第九条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物処理施設等の処理施設その他の公共的な施設について、国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な基準(以下「施設環境基準」という。)を定めるものとする。

(公害防止環境基準)

第十条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音及び振動に係る環境上の条件について、それぞれ、公害を防止するために維持されなければならない基準(以下「公害防止環境基準」という。)を定めるものとする。

2 公害防止環境基準は、土地及び水域の利用区分、人口密度等に応じ、類型別に、定められるものとする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域内の地域及び水域を区分し、公害防止環境基準に係る類型に応じて当該公害防止環境基準を適用する区域を指定するものとする。

(環境基準の改定)

第十一条 自然環境基準、施設環境基準及び公害防止環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

2 前項の改定をするには、環境保全会議の議を経なければならない。

第三章 公害の防止に關する基本的施策

(公害対策の優先)

第十二条 国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に關する施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第十三条 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に關する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を適切に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることに伴つて公害が発生しないように、必要な措置を講ずる責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第十四条 放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

(排出等の基準)

第十五条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、第十条第三項の規定により指定された区域ごとに、当該区域に適用される公害防止環境基準を維持するため、大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質の排出等又は騒音若しくは振動の発生について、事業者等が遵守しなければならない基準及び当該基準を遵守させるための措置を、条例で定めるものとする。

2 前項の基準の設定については、地形、気象条件、流水の量その他の条件を勘案し、当該基準が適用される区域以外の区域への影響が配慮されなければならないものとする。

(地盤の沈下等に係る規制)

第十六条 国は、地盤の沈下その他の自然環境の汚染又は破壊及び悪臭についての規制がなされるよう必要な施策を講じなければならない。

(事業者等に対する規制)

第十七条 国は、事業活動に伴って発生する公害を防止するため、事業活動の禁止、制限若しくは許可又は施設等の改善命令、操業の停止命令等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることに伴って発生する公害を防止するため、新製品の品質、構造、機能等の審査制度を確立するとともに、物の製造、加工、販売等の禁止若しくは制限又はその物の品質、構造、機能等の改善命令等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

3 国は、日常の生活活動に伴って発生する公害を防止するため、公害の原因となる物質の排出等の禁止、制限等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備等)
第十八条 国及び地方公共団体は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を

適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を総合的かつ計画的に整備しなければならない。

2 国又は地方公共団体は、公害に関し測定、試験及び検査を行なつた場合には、遅滞なく、その結果を公表しなければならない。

(調査)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害の予測に關する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を行なわなければならない。

2 前項の調査を行なうに当たつては、植生図の作成、公害による総損失の計量化等科学的方法が用いられなければならない。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて、公害に關する科学技術の振興を図るため必要な措置を講じなければならない。

(専門的技術職員の確保)

第二十一条 国及び地方公共団体は、専門的技術者の養成その他公害の防止に關する事務に従事する専門的技術職員の確保に關し必要な施策を講じなければならない。

(公害の防止に關する責任者制度)

第二十二条 国は、事業活動に伴って発生する公害の防止に資するため、企業に公害の防止に關する統轄的責任者が置かれるよう必要な施策を講じなければならない。

(費用負担)

第二十三条 事業者は、その事業活動に伴って発生する公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、その必要を生じさせた程度及びその受益の程度に応じ、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものと

する。

2 前項の規定により事業者が費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他費用の負担に關し必要な事項については、別に法律で定める。

(事業者に対する助成)

第二十四条 国及び地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対し、公害防止施設、測定機器等の貸与を含めて特別の配慮がなされなければならない。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十五条 国は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停、損害賠償等の裁定等の紛争処理制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害者について、医療の給付、生活費及び教育費等の給付その他その救済のための制度を確立するよう必要な措置を講じなければならない。

(無過失損害賠償責任制度の確立等)

第二十六条 国は、公害に係る被害の特殊性にかんがみ、事業活動に伴って発生した公害について、事業者の無過失損害賠償責任の制度の確立を図るとともに、当事者間の実質的な公平が図られるよう因果関係の立証等について制度を改善する等必要な施策を講じなければならない。

第四章 良好な環境の確保に關するその他の基本的施策

(国土の開発整備に關する計画等の整備等)

第二十七条 国は、国土の開発整備に關する計画、土地利用に關する計画、公共的な施設の整備に關する計画、産業の振興に關する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施並びにその他の国の施策全般にわたつて、この法律

の目的とする良好な環境の確保の見地から、統一的に検討を加え、調整が行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

2 国は、前項の計画の策定及び実施その他良好な環境の確保に影響を及ぼすおそれのある施策について、環境保全大臣が、環境保全会議の意見に基づいて、良好な環境の確保の見地から調整を行なうことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(土地利用の規制等)

第二十八条 国は、公害の防止その他良好な環境の確保のため、土地利用区分の指定その他土地利用に關する規制制度を確立するとともに、工業団地の造成、工場の移転の促進その他当該規制の目的を達成するため必要な施策を講じなければならない。

(自然環境基準の確保に關する施策)

第二十九条 国及び地方公共団体は、自然環境基準を確保するため、自然環境の破壊の防止、森林の造成等による自然環境の整備回復その他必要な施策を講じなければならない。

(施設環境基準の確保に關する施策)
第三十条 国及び地方公共団体は、施設環境基準を達成するよう第九条の公共的な施設を整備しなければならない。

2 前項の場合において、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域については、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業並びに下水道、産業廃棄物及び生活廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共的な施設の整備の事業を推進するよう特別の配慮をしなければならない。

(日照の保護に關する施策)

第三十一条 国及び地方公共団体は、良好な環境を確保するためには日照の保護が重要であることにかんがみ、都市計画その他の土地利用計画の策定、建築物に關する規制その他の施策を講

するに当たっては、特に住宅についてその日照を保護するよう配慮しなければならない。

第三十二条 国は、地方公共団体が行なう公害の防止その他の良好な環境の確保及び公害に係る被害の救済に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国民の理解)
第三十三条 国及び地方公共団体は、学校教育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(国際協力の推進)
第三十四条 国は、世界的な規模において環境の汚染及び破壊を防止することが現在及び将来にわたつて良好な環境を保全するために欠くことのできない要件であることにかんがみ、良好な環境の確保のための対策に関し、積極的に国際協力を推進しなければならない。

第五章 環境保全省の設置等
(環境保全省の設置)
第三十五条 公害の防止その他良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

2 環境保全省に、公害の防止その他良好な環境の確保に関する基本的事項について調査審議させるため、附属機関として環境保全会議を置くものとする。

3 環境保全会議は、自然科学者及び社会科学者を含む学識経験者で組織するものとする。

4 環境保全会議の委員は、両議院の同意を得て任命されるものとする。

5 環境保全省に、環境問題研究所を置くものとする。

(地方環境保全審議会)
第三十六条 都道府県は、当該都道府県における

第二類第五号 産業公害対策特別委員会議録第二号 昭和四十五年十二月三日

公害の防止その他良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方環境保全審議会を置くものとする。

2 市(指定都市を除く)町村は、条例で定めるところにより、地方環境保全審議会を置くことができる。

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(公害対策基本法の廃止)
2 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)は、廃止する。

理由
現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができるようにするため、良好な環境の確保に関し、国、地方公共団体等の責務、確保すべき環境の基準その他施策の基本となるべき事項を明らかにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 山中総理府総務長官。
○山中国務大臣 ただいま議題となりました公害対策基本法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦後すでに二十有余年を経過いたしました、その間わが国経済は、目ざましい発展を遂げ、これに伴い国民所得の増大、産業構造の高度化等、望ましい現象をもたらした半面、短期間におけるきわめて早い経済の発展と人口の著しい都市集中を背景として、大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が各地に見られ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大かつ、深刻な社会問題を引き起こしております。

公害対策基本法は昭和四十二年八月に制定され、以来、同法の精神にのっとり、政府としては、大気汚染防止法、水質保全法、工場排水規制法、騒音規制法等により公害の発生源の規制を強化するとともに、公害紛争処理法、及び公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の制定により紛争処理及び被害救済のための法制的整備をはかるなど、公害関係諸法の整備につとめたほか、内閣に公害対策本部を設置する等、政府の公害防止に関する体制を強化し、さらに公害防止施設の整備を促進するための金融上、税制上の措置の拡充強化につとめてまいつたのであります。

しかしながら、近年に至つて公害現象は、ますます複雑の度を加え、自動車排出ガスによる鉛汚染、カドミウム汚染、産業廃棄物による公害等、新しい公害が問題となるに至つてゐるのであります。

このような状況にかんがみ、政府の公害に取り組む姿勢を明確にするため、公害対策基本法の目的を全面的に改正するとともに、土壌汚染、産業廃棄物の適正な処理等、新たに問題となるに至つたものを取り上げて、同法の上に位置づけ、公害関係諸法の全面的な改正をはかるため、この際同法について、所要の改正を行ふ必要があるものと考へ、ここに公害対策基本法の一部を改正する法律案を提案することにした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、憲法にいう国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要であることを目的の中で明確にするとともに、経済の健全な発展との調和規定を削除したことあります。

第二に、公害の定義に土壌の汚染を追加するとともに、これに伴い、土壌の汚染に係る環境基準の設定等土壌の汚染を防止するために必要な規定を設けるほか、温熱排水等による水の状態の悪化、汚泥による水底の底質の悪化等が公害に含まれることを明確にしたことあります。

第三は、廃棄物の適正な処理をはかるため、その処理についての事業者の責務を明確にするとともに、政府の講ずべき措置として廃棄物の公共的な処理施設の整備を推進すべき旨を明らかにしたのであります。

第四は、各種の公害の防止のための施策と相まって、公害の防止に資するよう緑地の保全その他の自然環境の保護につとめなければならない旨を規定したことであります。

その他都道府県公害対策審議会を必置の機関としたこと等、所要の改正を行なうこととしたことであります。

以上、この法律案について簡単に御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、公害防止事業費事業者負担法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日わが国において、公害問題が国民の生活を脅かす大きな問題となつてゐることに顧み、政府としても、国民の健康を保護し生活環境を保全するため、この公害問題に対し、全力をあげて取り組んでゐる次第であります。

この法律案は、国または地方公共団体が事業者の事業活動による公害を防止するために実施する事業について、事業者がその費用の全部または一部を負担させることを定めた公害対策基本法第二十二條の趣旨を具体化したものであります。

今後公害防止に関する施策を進めていく上において事業者の事業活動に伴う排出物の規制などを強化し、事業者のみならず公害防止のための施設を整備していく必要があることは申すまでもないところであります。それと並んで緩衝緑地、下水道の整備など、国または地方公共団体が公害防止のための事業を推進することが必要であり、この法律案は、そのような場合の事業者の費用負担について定めたものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

一

り検査等ができることとしたものであります。
以上が右両法律案を提出する理由であります
が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願い申し上げます。

○加藤委員長 次は、細谷治嘉君。

○細谷議員 最初にお呼び申し上げますが、要綱
はお配りしたかと存じますが、提案理由の説明の
プリントが間に合いませんので、皆さん方のお手元
に渡っておりますので、あしからず御了承いただ
きたいと思ひます。

ただいま議題になりました日本社会党、公明党、
民社、三党の提案にかかります環境保全基本法
案の提案理由を申し上げます。

申し上げるまでもなく、今日、この深刻化いた
しております公害問題、これを解決する前提とい
うものは、健康で文化的な生活を営むことは私た
ち人間の基本的な権利である。この基本的な権利
を確保するためには、何人にも、良好かつ快適な
生活環境が保障されなければなりません。

しかしながら、近代における産業の発展と科学
技術の進歩の過程におきまして、人類は、人間生
活の基盤をなす良好で快適な生活環境の保全に思
いをいたすことができなかったものであります。こ
のようにいたしまして、人間も自然の生態系の循
環の一部であるという法則を無視して、限界を越
えた自然の侵害が行なわれ、物質的充足がもたら
されたというものの、その反面におきまして、全
地球的規模における環境の汚染と破壊が進み、い
まや人類を含むすべての生物の生存すら脅かされ
るに至っております。

特に、わが国におきましては、狭隘な国土の中
で急速な経済成長を遂げ、工業化と過度な
人口の集中に対応する社会資本の充実が極度に立
ちあぐれており、これと企業の社会的責任感の欠
如とが相まって、環境の汚染と破壊は急速に進
み、このまま放置することは許されない状態に立
ち至っております。

ここで私どもは、私ども、そして私どもの子孫
のために、企業の繁栄が直ちに国民の福祉につな

がるという従来の観念に深い反省を加えまして、
あらゆるものに優先して、人と自然との調和を基
本とする新たな社会の建設を行なわなければなら
ない、こう考えまして、この環境保全基本法を提
案いたしましたわけでありまして、第一に、いま申し
上げましたようなこの法案の目的として、現在及
び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快
適な生活を営むことができるようにするため、
国、地方公共団体等の責務、確保すべき環境の基
準等の基本となるべき事項を明らかにし、もって
現在及び将来の国民の福祉の確保をはかることを
目的としたしております。

そして、基本理念といたしましては、健康で文
化的な生活を享受することは国民の基本的な権利
であり、そのためには良好な環境の確保が不可欠
でありますので、国をあげて良好な環境を確保し
なければならぬ。

この法律案におきましての定義であります、
一に、良好な環境とは、国民が健康で文化的な生
活を営むために必要な自然環境及び資源の確保、
すくなく自然の景観の保全、国民の健康で文化的
な生活を営むために必要かつ十分な公共施設の
整備、重要な歴史的文化的遺産の保全等の条件が
満たされることとあります。

二に、公害であります、公害とは、事業活動
その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわた
る大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤の
沈下、その他の自然環境の汚染もしくは破壊、ま
たは騒音、振動、悪臭によって、人の健康、生活
環境、もしくは財産にかかわる被害が生ずること
と、または自然環境の汚染、破壊によって、人と
自然との調和がそこなわれることとあります。

そこで、国の責務及び地方公共団体の責務は、
当然なこととして良好な環境の確保に關する基本
的かつ総合的な施策を策定し、そしてこれを実行
することと規定いたしましたのであります。

第二は、環境基準の設定。

国は、自然環境基準、施設環境基準、公害防止
環境基準の三つを設定いたしましたので、その基準を

達成しなければならぬと規定いたしました。

第三は、公害の防止に關する基本的施策であり
ますが、一は、国及び地方公共団体は、すべての
産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に關
する施策を実施しなければならない。

二は、事業者は事業活動に伴って公害が発生し
ないように必要な措置を講ずること。

三は、国及び地方公共団体は、公害に關する調
査、科学技術の振興、専門的技術職員の確保をは
かるため、必要な措置を講ずることを規定してお
ります。

四は、企業は公害防止に關する総合的責任者を
置くことを規定しております。

五は、公害紛争の処理については、和解の仲
介、調停、損害賠償の裁定制度を確立し、被害者
の医療、生活費、教育費等の給付などの救済制度
を確立する。

六は、無過失損害賠償の責任制度を確立するこ
とを規定いたしました。

第四番目は、良好な環境の確保に關するその他
の基本的施策であります。

一は、良好な環境の確保のため土地利用計画、
産業政策等施策全般を調整する義務を明確にいた
しますとともに、土地利用の規制、自然環境の破
壊防止と整備回復、下水道、廃棄物処理等の公共
施設の整備を行なうことを規定しました。

二は、日照権の保護を行なうため建築物に対す
る規制等を実施する。

三は、国は地方公共団体の環境保全の施策を講
ずるに必要な財政上の措置を講ずべきことを規定
いたしました。

四は、学校教育等により、良好な環境の確保の
必要性について、国民の理解を深めるとともに、
環境保全のための国際協力を積極的に推進するこ
とをうたっております。

五番目は、環境保全省の設置であります。

一は、公害行政を一元化しなければならぬとい
う観点に立ちまして、公害の防止その他良好な環
境の確保に關する基本的施策を統一的、総合的か

つ計画的に実施するため、環境保全省を設置し
て、附屬機関として衆参両院の承認を受けた学識
経験者で組織する環境保全会議を置くことを規定
しております。

二は、地方環境保全審議会でありまして、都道
府県及び指定都市は、公害の防止その他良好な環
境の確保に關する基本的事項を調査審議するため
の地方環境保全審議会を置くことを規定しており
ます。

最後に、附則であります、この法律に關連い
たしまして、公害対策基本法は廃止する。そうし
てこの法律の実施は四十六年四月一日といたして
おります。

以上であります、何とぞ慎重審議の上、すみ
やかに御可決いただきますようお願いをいたし
まして、提案理由の説明を終わります。(拍手)

○加藤委員長 以上で提案理由の説明は終わります。
各案についての質疑は後日に譲ることとしたし
ます。

○加藤委員長 おはかりいたします。
ただいま本委員会が審査中の内閣提出の公害対
策基本法の一部を改正する法律案、内閣提出の公
害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部
を改正する法律案、大気汚染防止法の一部を改正
する法律案、並びに細谷治嘉君外七名提出の環境
保全基本法案につきまして、地方行政委員会、法
務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商
工委員会、運輸委員会及び建設委員会から、それ
ぞれ連合審査会開会の申し入れがありましたので、
これを受諾するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
さう決定いたしました。

次に、ただいま地方行政委員会が審査中の内閣
提出、道路交通法の一部を改正する法律案、法務
委員会が審査中の内閣提出、人の健康に係る公害

犯罪の処罰に関する法律案、社会労働委員会で審査中の内閣提出、廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、及び毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、農林水産委員会で審査中の内閣提出、農薬取締法の一部を改正する法律案、及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案、商工委員会で審査中の内閣提出、水質汚濁防止法案、運輸委員会で審査中の内閣提出、海洋汚染防止法案及び建設委員会で審査中の内閣提出、下水道法の一部を改正する法律案は、それぞれ本委員会とも関連がございますので、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 異議なしと認めます。さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては委員長間において協議の上決定いたしますが、明日午後二時より開会の予定でありますから、御了承ください。

○加藤委員長 この際おはかりいたします。

今会期中、国会法第七十二条第二項の規定による最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出席説明の要求がありました場合、その承認に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

昭和四十五年十二月七日印刷

昭和四十五年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局